

前期

文系

2021年度入学試験学力検査問題

地理歴史・数学

〔人文社会学部，法学部，経済経営学部：経済経営学科 一般区分，
都市環境学部：都市政策科学科 文系区分〕 90分

答案用紙

- ・日本史 2枚
- ・世界史 2枚
- ・地理 3枚
- ・数学 2枚

注意

1. 監督員の合図があるまで，問題の内容を見てはいけません。
2. 数学は，筆記用具のほか定規，コンパスの使用を認めます。
ただし，分度器の使用は認めません。
3. 受験番号及び氏名は，答案用紙の所定欄に必ず記入してください。

(例) 受験番号 1234567X の場合 →

	1	2	3
4	5	6	7 X

4. 解答には黒鉛筆またはシャープペンシルを使用し，必ず配付された答案用紙に記入してください。なお，世界史，数学は裏面にも解答欄があるので注意してください。
答案用紙には，解答に関係のないことを記入してはいけません。
5. 字数指定の設問で解答欄にマス目が用意されている場合，アルファベット及び数字は，1マスに2字記入しても構いません。
6. 問題は次に示したページにあります。
 - ・日本史 1ページ～8ページ
 - ・世界史 9ページ～16ページ
 - ・地理 17ページ～27ページ
 - ・数学 28ページ～29ページ
7. 試験中に不鮮明な印刷等に気付いた時は，手をあげて監督員に申し出てください。
8. 答案用紙を切り取ったり，持ち帰ったりしてはいけません。
9. 問題冊子の余白は利用可能ですが，どのページも切り離してはいけません。
10. 問題冊子は，持ち帰ってください。また，試験終了時刻まで退室できません。

日 本 史

1 次の文章を読み、以下の設問に答えなさい。

奈良時代の都では、宮廷・貴族や寺院の豊かな生活と仏教の発展に支えられて、盛唐期の文化を反映した貴族文化が栄えた。これを天平文化とよぶ。天平文化の仏教芸術を代表するものには、東大寺法華堂や唐招提寺金堂などの建物のほか、多くのすぐれた美術品がある。特に仏像彫刻には傑作が多く、東大寺法華堂の不空絹索観音像や日光菩薩像・月光菩薩像、同戒壇堂の四天王像、興福寺の十大弟子像・八部衆像などがある。

また、絵画としては正倉院鳥毛立女屏風や薬師寺吉祥天像のように唐の技術や意匠を取り入れて日本の朝廷の工人が制作したものも多く、天平文化の国際性がうかがえる。

問 1 下線部①と②の仏像は技術的に異なった作られ方をしている。それぞれどのように制作されたのか。その制作方法について 80 字以内で説明しなさい。なお、仏像名は具体的に名称を記すのではなく、①、②で記すこと。

問 2 上記のような仏教芸術が栄えた背景として、当時の政権がとった仏教保護政策があげられる。なぜ仏教が保護されたのか、具体的にはどのようなことが行われたのか。当時の政治的状況をふまえて、120 字以内で説明しなさい。

日本史の試験問題は次ページに続く。

2 次の文章と史料を読み、以下の設問に答えなさい(史料は一部省略したり、書き改めたところがある)。

私的な土地所有形態である荘園は、武家政権が成立する以前から存在している。そして、武家が政権を担うようになると、武家も荘園支配に関わるようになった。平氏政権下で一部地域に置かれた地頭は、鎌倉幕府成立当初は平家没官領を中心とする謀反人の所領に置かれた。地頭の任務は荘園の土地の管理、年貢や兵糧米の徴収、現地の治安維持等であった。また、地頭は荘園のみならず公領にも置かれた。

地頭は、みずからの権限拡大を意図し、近隣の武士と支配領域の境界や年貢徴収をめぐる争いを起こすことがあった。なかでも、承久の乱後になると、地頭は逃亡百姓の土地を勝手に地頭名に組み込んだり、荘園経営に干渉するようになっていった。このような地頭の権限拡大の動きに対し、荘園や公領の領主は、例えば荘園経営に練達した預所等を現地に派遣するなどにより対抗した。しかし、結果としては、新たな年貢納入体制や所領の支配権をお互いに認め合う方法が採られるようになり、しだいに荘園等の支配権は地頭へと移っていった。

このように武家が権利を保持するようになった荘園は、室町時代になると、守護や守護代など武家によって公家領の荘園が無理矢理奪われたり、年貢収入権限が幾十にも重なる状態となったり、その権限が細分化したり、売買されたりしていった。また、戦国大名の中には検地を実施する者も現れた。しかし、荘園自体が完全になくなったわけではなかった。荘園が完全に整理されたのは太閤検地が全国的に実施された後であった。

史料

美濃国山かた郡堺目より常陸右衛門尉検地の堺目の間、南はなからの川、
北は越前堺まで検地御掟条々

一田畠屋敷共に五間六十間の定、三百歩に繩打ち仕るべき事。^(注1)

一田地上、^(注2)京升一石五斗代、中一石三斗代、下一石一斗代に相定めるべし、其より下々は見計らい申し付けるべき事。^(注3)

一畠上一石二斗、中一石、下八斗に相定めるべし、それより下々は見計らい申し付けるべき事。

一給人百姓にたのまれ、礼儀・礼物一切これを取るべからず、後日に至るも聞こし召し付けられ次第、御成敗加えられるべき事。(以下略)

(『豊臣秀吉文書集』)

(注1)繩打ち：検地実測のこと。(注2)京升：豊臣秀吉が太閤検地時の基準に使用した升。(注3)見計らい：見て見当を付けること。

問 1 下線部にある荘園・公領の支配体制や権利体制について、これを阻止しようとした荘園や公領の領主が幕府に対して起こした行動も含めて、130字以内で説明しなさい。

問 2 史料は豊臣秀吉により発行された検地条目(実測時の規則)である。史料を読み、検地によって村のどのような種類の土地が実測され、それらの土地の何と何が調査・確定され、その結果、何についての数値が定められたのか。また、検地実測後に作成された検地帳に登録された人物は、どのような事柄を認められるかわりに、どのような義務を負ったのかについて、130字以内で説明しなさい。

3 次の文章と史料を読み、以下の設問に答えなさい(史料は一部省略したり、書き改めたところがある)。

史料1 長崎出島のオランダ商館日記(1808年10月4日、抄録)

今朝、ヨーロッパ船一隻が視界に入ったとの知らせが来て、十二時近くに同船がさらに近づいて来たとの通知を得た。それから少し後に船はオランダの旗を翻しているが、何か怪しいとの情報を得た。私がそうしている間に大通詞^{注1}が来て、二人の代表委員^{注2}が捕えられたと告げ、さらに私がそれがどんな船だと考えるかを尋ねた。私はロシアあるいはもしかしたらイギリスの船であることは確かだと言った。私は直ちに、将軍の朱印状の納められている箱と会社の銀細工を一まとめにして取り寄せ、逃げ出すあらゆる準備を整えた。

(『長崎オランダ商館日記』)

(注1)大通詞：幕府の通訳。(注2)商館が長崎に来港した船に派遣したオランダ人。

史料2 毎日新聞(1886年)

(11月6日) 横浜居留地アダムソンベル会社の所有船 ① が先月二十五日の朝、紀州の近海にて沈没し、二十三名の日本人が海底の藻屑^{もくず}となりしは近頃あわれむべき一報なり。

(11月9日) 同事件につき最も人を驚かしたるは、船長ヅレーク氏が神戸領事庁において無罪の申渡しを受けたるにあるなり。

(11月11日) 条約改正会議 各国全権委員は一昨九日、外務省へ参集し午後二時より第十一回の会議を開き、同五時一同退散せり。

(11月16日) 福地源一郎氏は一昨日午後七時より横浜町会所楼上において、① 溺死人の始末と題する演説^なを為せしが、聴衆は千五百余人ありて頗る^{すこぶ}盛況なりき。

(『毎日新聞』復刻版)

問 1 **史料 1** について、来港した船はイギリス船であったが、この日記を記した者が逃げ出す準備を整えた理由とともに、この船の来港後から 1820 年代までの幕府の外国船対応策の変化について、100 字以内で説明しなさい。

問 2 **史料 2** について、井上馨外相の条約改正交渉の顛末^{てん}を、空欄①(船名)の事件名を示しながら、120 字以内で説明しなさい。

- 4 次の文章と史料を読み、以下の設問に答えなさい(史料は一部省略したり、書き改めたところがある)。

大日本帝国憲法下の政治において、陸海軍は、憲法上の規定等によって天皇と直接的に結びついていた。したがって、内閣は基本的に軍部の方針に対しては口出しができなかった。また、その他の制度によって、軍部は内閣の政治上の方針に影響力を行使することができた。明治の時代から敗戦にいたるまで、このような内閣と軍部の関係は続いた。その間、政党が内閣の運営に深くかかわるようになると、そのときどきの争点をめぐって軍部と内閣の対立に発展していった。

問 1 上記の文章に関して、次の史料で述べられるような状態が実現したが、その際に発生した日本の政治上のできごとを、80字以内で説明しなさい。

史料

「今や未曾有の大事業成就せられ、その結果人類史上はじめて一切の重要なる軍艦が制限の下に置かるることとなりたるなり。ワシントンにて播かれたるものが、ここにおいて収穫せらるるに至りたるものなり。本条約が平和と人類進歩との途上における不滅の歴史的記念塔たるべきは疑いをいれざるところなり。」

(出典省略)

問 2 次の史料は、ある歴史上のできごとの始まりについて述べられたものである。前ページの文章をふまえて、ここで述べられた意見交換ののちに起こった歴史上のできごとの内容と、この意見交換で話題となっている問題のきっかけになった政治状況を、160字以内で説明しなさい。

史料

〔1913年2月10日〕

私は西園寺内閣の瓦解について時局に憤慨し、或る時、時事新報の某君と朝日新聞の某君と交詢社のストーヴの前で、これでは黙っても居られぬ、まず輿論を喚起するのは新聞であるから大いに歩調を揃えて攻勢をとらんと意見を闘わせました。その後、某君にあってこの話をしますと、そういう事はデモンストレーションをするのがよろしいというので大いに勇気を得まして(以下略)〕

(出典省略)